

旭運登第134号  
令和5年12月22日

封印取付け受託者 各位

北海道運輸局旭川運輸支局長（公印省略）

## 封印の取付け委託に関する取扱要領の廃止及び封印取付け受託者 準則の一部改正について

今般、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号）及び「封印取付け委託要領の運用等」（平成18年10月4日付国自管第87号）の一部改正に伴い、「封印取付け受託者準則」の一部を改正したので通知します。

なお、本改正の施行に伴い「封印の取付け委託に関する取扱要領」については廃止します。

また、改正内容及び様式については下記URLを参照願います。

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/asahikawa/index.html>

### 【主な改正概要】

1. 乙種受託者の封印取付け場所として新たに「営業所」を認める。
2. 封印取付け委託申請に係る添付書類の簡素化・全国統一。
3. 他運輸支局の封印取扱いにおける行政書士間における委託手続の簡素化。
4. 引越時のナンバープレート交換猶予に伴う封印取付け受託者の拡大。
5. 封印取付け責任者の常駐規定の見直し。